告示

○内閣官房、内閣府、復興庁
一　内閣府設置法、復興庁設置法及び国家行政組織法の規定に基づき平成二十九年十月一日現在の行政機関の組織を告示する件　六　264　二五

○内閣府
二〇六〇―地域再生計画を認定した件　七　265　九二
二一一―地域再生計画の変更を認定した件　七　265　一〇六
二四九　地域再生計画の変更を認定した件　七　265　一三
二五〇―地域再生計画の認定を取り消した件　七　265　一三
二五三　総合特別区域計画の変更を認定した件　八　二
二五四　総合特別区域の区域を変更した件　一八　一
二五五　保険業法第百八十五条第一項の免許に関する件　一八　二

○宮内庁
一〇　皇居において天皇誕生日一般参賀を行う件　一　三
一一　平成三十年新年祝賀の儀を行われる件　一　三
一二　皇居において新年一般参賀を行う件　八　三

○公正取引委員会、消費者庁
七　飲用乳の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件　二八　284　四〇

○国家公安委員会
六九　道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件　八　266　一三
七〇　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき、公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件　八　266　一三
七一　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人大阪府暴力追放推進センターから代表者変更の届出があった件　一八　二
七二　運転シミュレーターの型式認定番号を指定した件　二八　六

○国家公安委員会、総務省、文部科学省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省
二　租税特別措置法施行規則第二十条第十八項第一号又は第二十二条の二十三第十八項第一号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続等の一部を改正する件　二八　284　四二

○金融庁
四三　本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件　一　三
四四　保険業法第二百九条の規定による届出に関する件　一　四
四五　銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項等の一部を改正する件　一一　268　一
四六　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分の一部を改正する件　一一　268　二九
四七　金融商品取引法施行令第二条の十二の三第四号ロに規定する外国の金融商品取引所を指定する件の一部を改正する件　二〇　五
四八　金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件　二二　279　二六
四九　金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件　二六　一
五〇　高速取引行為となる情報の伝達先を指定する件　二七　282　一〇三
五一　金融商品取引業等に関する内閣府令第三百二十八条の規定に基づき、金融庁長官等に提出する書類及び情報通信の技術を利用する方法を定める件の一部を改正する件　二七　282　一〇三

○金融庁、法務省
二　電子記録債権法第七十二条第一項の規定に基づく届出により、商号を変更した件　一　四

○金融庁、財務省
一　金融商品取引業に付随する業務に関する金銭又は有価証券が顧客資産となるものを指定する件の一部を改正する件　二七　282　一〇三

○金融庁、財務省、経済産業省
二　経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件　一一　268　二八二

○金融庁、厚生労働省
二　労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項の一部を改正する件　一一　268　二七一